

## 【追跡調査評価基準】

評価対象について	<p>アクションプランの取組の成果が、取組終了後の5年間に於いて有効であったか、または効率化や経費削減につながったかなどを評価するとともに、取組終了時点において、課題や検討事項などがある場合は、取組終了後の5年間に於ける解決(改善)に向けた取組が適切であったかを評価する。</p> <p>なお、取組終了時点において課題等が解消され、取り組むべき事項がない場合は、成果の有効性・効率化のみを評価するものとする。</p>
	<p>アクションプランの取組終了後に、その取組に関連して新たに生じた課題や検討事項については、必要に応じて新たなアクションプランとして取り組んでいくものとし、評価対象とはしない。</p>

評 価	内 容
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間に於いて、有効または効率化につながるものである。</li> <li>・課題等の解決(改善)に向けた取組が適切である。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間に於いて、有効または効率化につながるものではない。</li> <li>・課題等の解決(改善)に向けた取組が適切である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間に於いて、有効または効率化につながるものである。</li> <li>・課題等の解決(改善)に向けた取組が適切ではない。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間に於いて、有効または効率化につながるものではない。</li> <li>・課題等の解決(改善)に向けた取組が適切ではない。</li> </ul>

### ＜令和2年度追跡調査対象事業＞

	事務事業名	担当課	アクションプランの年度									
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
			H23評価 H24方針	H24評価 H25方針	H25評価 H26方針	H26評価 H27方針	H27評価 H28方針	H28評価 H29方針	H29評価 H30方針	H30評価 R元方針	R元評価 R2方針	
事務事業の改善	市内バス交通の再編の検討	都市計画課	●	●	●	●	○					追跡調査
民間活用の推進	上下水道料金徴収等業務委託の検討	水道課		◎	●	●	○					追跡調査
財政の健全化	教職員住宅の段階的廃止	学校教育課				◎	○					追跡調査

各年度のアクションプランに掲載されている内容

◎: 当年度の取組内容のみ(取組初年度) ●: 前年度の評価結果と当年度の取組内容(方針) ○: 前年度の評価結果のみ(取組終了)

## 取組が終了したアクションプランについての追跡調査と評価

行革大綱の位置づけ	No.	事務事業名
2 事務事業の改善	R2調査-1	市内バス交通の再編の検討

取組期間	H23～27
------	--------

取組時の課題・取組の概要	取組結果	委員評価・意見
<p>今後、移動手段を持たない高齢者の増加が確実となる中、市のバス施策をどうするべきか、保育園バス、スクールバス、病院バスも含めて基幹病院の開院による医療機関再編にあわせて、バス交通の再編が必要となっている。</p> <p>(平成27年)4月から事業者の路線運行による、見直した体制で、市内13コースの市民バス運行を行う。一部のコースでは予約による運行を予定し、経費の節減に努める。</p> <p>(同年)10月からは有料運行を行い、小学生、障がい者については運賃の割引を導入する。</p> <p>一人でも多くの市民から利用してもらえるように、バスマップ・パンフレットを作成し利用促進を図る。</p>	<p>(平成27年)4月から、バス・タクシー事業者が路線運行の事業許可を受け、新しい体制での市民バス運行を始めた。</p> <p>(同年)10月から有料化を実施し、併せて障がい者、小学生の運賃割引と、路線バス、市民バス同士の乗継割引を導入した。</p> <p>また、ガイドブックを作成し、全戸配布により市民へ周知して、利用促進を図った。</p> <p>引き続きバス停の変更や時刻表、便数の見直しを行いながら、持続可能なバス交通ネットワークを構築していく。</p>	<p>最終年度総合評価「4.まあまあ満足できる」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率向上の検討が必要である。</li> <li>・万人が納得のいく運行はできないが、改善できる細かいことは即実行してほしい。</li> <li>・高齢者が増えていくので市民バスは重要な足となる。より充実した路線計画を立ててほしい。</li> <li>・引き続き市民の声を大事に。運行計画を検討してほしい。</li> <li>・利用者が減少している路線は、経路も含めて引き続き検討してほしい。</li> <li>・塩沢・六日町地区から斉藤記念病院・五日町病院へタクシーで通院している人もいるので経路の検討材料としてほしい。</li> </ul>

担当課への調査

【調査事項】

- ①運行体制の現状と課題
- ②利用促進に向けた取組

【調査結果】（取組後の状況や新たな課題など）

①平成27年4月からスタートした市民バスは、道路運送法による事業認可を受けた交通事業者が運行している。現在、7つの交通事業者が市内13コースを運行し、通院や買い物などを目的に、自家用車を持たない高齢者等の交通手段として、5年平均で約43,000人の利用者がある。

しかし、市民バス利用者アンケートでは鉄道や路線バスとの乗り継ぎやすさに不満を感じている利用者が多く、交通弱者の利用を促すためにも更なる利便性の向上が求められている。

②市民バスの運行については、聞き取り調査などによる利用者ニーズの把握や行政区長等からの要望などを受け、必要性に応じ、随時見直しを行っている。

また、令和2年3月には、「南魚沼市地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策の中で「路線バス・市民バスの路線再編」等を掲げている。令和2年度以降、その施策に基づき、市民バスの利便性を向上させるため、六日町駅への市民バスの乗り入れなど、さらに見直しを進めることになる。

行政改革推進本部の評価

**A** 【評価の理由】

現状の把握と課題が十分整理されており、今後の方針も明らかになっているので、更なる利便性の向上へこのまま進めてもらいたい。

【意見】

行政改革推進委員会の意見

（この領域は斜線で塗りつぶされています）

担当課	都市計画課
-----	-------

## 取組が終了したアクションプランについての追跡調査と評価

行革大綱の位置づけ	No.	事務事業名
4 民間活用の推進	R2調査-2	上下水道料金徴収等業務委託の検討

取組期間	H25～27
------	--------

取組時の課題・取組の概要	取組結果	委員評価・意見
<p>市では、民間で行うことができる業務は、民間へという考えで進めているが、現在、水道課で行っている上下水道料金の徴収、開閉栓及び窓口受付等は、他の自治体でも民間委託化の流れとなっている。</p> <p>業務委託をすることにより、休日の営業や平日の時間延長などによる市民サービスの向上と、収納率の向上を図る。</p>	<p>平成27年8月に「上下水道料金センター」を開設した。市民へは、「上下水道料金センター」開設についてを市報(7月1日号)、市ウェブサイトに掲載するとともに、開設のお知らせを各戸に配布し、周知した。</p> <p>また、委託後の業務に支障が生じないように、平成27年5月から受託会社の業務従事者が赴任し、各業務の引継(机上・現場)を行った。</p> <p>センター開設後は、毎月業務報告会議を開催し、業務内容の確認を行っている。</p>	<p>最終年度総合評価「4.まあまあ満足できる」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員のスキルと専門性維持に努める必要がある。</li> <li>・毎月の定例報告会で収納率のチェックをしてほしい。</li> <li>・民間会社のスキルをしっかりと継承していく努力が大切である。</li> <li>・今後も委託業者との連携・協力を続けてほしい。</li> <li>・今後も業務がしっかりと行っていけるよう努めてほしい。</li> <li>・民間委託の実施により、経費の削減は図れたものの住民サービスが低下するようでは困る。委託業務の在り方については、アクションプラン終了後も引き続き検討してほしい。</li> </ul>

担当課への調査

【調査事項】

- ①業務委託の現状と課題
- ②市民サービスと収納率の向上に向けた取組

【調査結果】（取組後の状況や新たな課題など）

①料金徴収等業務委託を始めてから5年が経過し、料金センターの認知度も定着している。また現在、平日営業時間の延長及び日曜日及び繁忙期の営業を行っていることから、住民へのサービスが向上しているものの、近年はネットが身近にあることから、今後は他の市町村が導入しているインターネットからの申込等の検討をし、市民の皆様へさらなるサービス向上及び作業の効率化等を図ることが必要と考える。

【参考】

料金センターは、令和3年度に移転予定。

②上下水道料金センターの窓口業務について、営業時間を平日18時まで、日曜及び繁忙期の臨時営業を行うことにより、受付業務サービス向上になっている。特に臨時営業は引越しのお客様にニーズがあることから効果があると考え。

【参考】令和元年3月臨時営業:3/21、3/28(受電:23件、開閉栓70件)

収納率について、上下水道料金の未納の方に対して毎月給水停止業務を行っている。また、給水停止対象を4か月分未納から3か月に短縮したことや特別徴収月間を実施するなど、収納率が業務委託前後で0.6%増となり、効果が上がっている。

【参考】

平成26年収納率96.8%(調定額169,066万円・収納額163,662万円)、令和元年収納率97.4%(調定額155,502万円・収納額151,464万円)、収納率差0.6%。

行政改革推進本部の評価

A 【評価の理由】

現状の把握と課題が十分整理されており、今後の方針も明らかになっているので、市民サービスの向上と収納率向上へこのまま進めてもらいたい。  
追跡調査の対象ではないが、今後料金センター移転(令和3年度)により、市民サービス等の低下にならないように配慮してほしい。

【意見】

料金センターが庁舎の一部に所在していたものが、今後、外部に移転になるとなれば市民サービス等の低下にならないように配慮すべきである。

行政改革推進委員会の意見

担当課	水道課
-----	-----

## 取組が終了したアクションプランについての追跡調査と評価

行革大綱の位置づけ	No.	事務事業名
5 財政の健全化	R2調査-3	教職員住宅の段階的廃止

取組期間	H27～27
------	--------

取組時の課題・取組の概要	取組結果	委員評価・意見
<p>(平成27年)現在、7ヶ所、計33室の教職員住宅があり、入居率は概ね85%程度となっている。平成2年～平成8年に建設され、古いもので築後24年を経過しており、小規模な修繕が多くなってきている。</p> <p>今後、老朽化に伴い大規模な修繕も見込まれ、多大な経費がかかることが想定される。</p> <p>(平成27年)現在では、民間で住宅の確保が十分できると考えられることから、教職員住宅の段階的な廃止について検討していく。</p>	<p>(平成27年に)魚沼地区の教職員住宅の状況や入居者の意向調査を実施した。魚沼地区は希望する教職員が少ないため、どの市町も若手教職員対応のため割安の教職員住宅を整備している。民間アパートの充実、教職員住宅の老朽化により入居者は年々減少すると思われるが、廃止する場合、教職員住宅に比べ負担は増えることから、敷金礼金の他にも家賃の一部助成についての検討が必要となる。</p> <p>住宅状況については、給湯器交換などの軽微な修繕は発生しているが、現段階で大規模な修繕の必要性はない。</p> <p>民間アパートの充実により、その役割は小さくなって行くこと、また、老朽化で入居者が減少していることから、耐用年数を目安として、順次廃止する方針とする。</p>	<p>最終年度総合評価「3.どちらとも言えない」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員住宅だけではなく公営住宅の利用も検討してほしい。</li> <li>・若い世代の価値観や考え方も変わってきているので、民間とタイアップし魅力を上げていくことが大事である。</li> <li>・南魚沼市の子ども達が優秀な教員から学べる為にも、良好な環境の提供が不可欠と思われる。</li> <li>・民間を活用した中で経費の削減も考えてほしい。</li> </ul>

担当課への調査

【調査事項】

- ①教職員住宅の現状と課題
- ②民間住宅の活用状況

【調査結果】（取組後の状況や新たな課題など）

- ①今年度(R2)は、三用(2室)と大和中学校第一(2室)の2棟(4室)を取壊す予定。取壊しにより29室となるが、修繕のいきとどかない部屋があり、貸出可能は26室としている。H30年20室、R1年16室、R2年16室と利用者が少ない状況が続いている。今後も、入居者がいなくなった建物から順次取壊しを進めていく。また、来清と樋渡については、公有住宅への転用も検討していく。
- ②今年度(R2)は、県教職員426人のうち156人が民間のアパートを借りている。教職員住宅は16人と僅かであり、県職員の住居手当も充実しているため、教職員住宅の役割は終えたものとする。

行政改革推進本部の評価

A 【評価の理由】

現状の把握と課題を整理し、今後も教職員住宅の段階的な廃止及び転用について検討し、併せて、民間住宅を活用し経費節減につなげてほしい。

【意見】

- ・教職員住宅については、原則として廃止という方針ではあるが、比較的新しい建物は所管替えし市有住宅として活用していく考え方で整理している。
- ・教職員住宅の利用は、赴任される教職員の考え方次第でもあり、道路交通網整備も進んでいて赴任先の学校近隣に住宅を用意する必要性も薄まっていると考えられる。

行政改革推進委員会の意見

（この欄は空欄です）

担当課	学校教育課
-----	-------